

伝統中国の巡礼

—— 宋元時代における接待・施水庵の展開

石川重雄

I はじめに

前近代中国において巡礼が一体いつ頃からはじまるのかという問いに対しては、明確な回答を用意しがたいが、ふつう中国における巡礼の淵源をもとめるとき、五行思想から五岳信仰（道教）へ、そして四大聖山（仏教）への流れを指摘する場合がある。これは靈山信仰をもとにした考え方である。五臺山（文殊菩薩）、普陀山（観音菩薩）、峨眉山（普賢菩薩）、九華山（地藏菩薩）などへの信仰は、現代においても根強いものがある。

その宗教的行為としての巡礼が史料に登場するのは、ほぼ唐代中後期以降といって差し支えなかろう。敦煌におけるスタイン文書（S. 397）やペリオ文書（P. 4648）のなかに五臺山巡礼の日記がみえるのは、その証左ともいえる。また巡礼の言葉や概念自体を考えると、官文書等の史料に明確にしるされるようになるのも唐代である。わが国円珍の「越州都督府過所（大中九年）」（園城寺蔵、奈良国立博物館寄託）や「福州都督府公驗（大中七年）」（東京国立博物館蔵）の公文書なかに巡礼という言葉が使われていることから、この時代語意がすでに熟していたことがうかがえる。ただ上述のペリオ文書等を見ると、巡礼のほか巡遊・遊礼・遍礼・雲遊と使いわけられ、いずれも「聖地・靈蹟・諸寺をめぐる行為」を意味する同義語であった。ところが南宋の法典『慶元条法事類』においては行遊としてくくられており、この行遊には「聖地・靈蹟・諸寺をめぐる行為」のほか「（僧侶らが）他所の寺院にて業を受けに行く行為」（禅宗では掛搭ともいう）の語義も含まれていた。さらには宋代の叢林の生活規範たる『禅苑清規』内の「公憑申請式」では、この行遊を巡礼とも言い換えていた。宋代以降においては、巡礼のもつニュアンスに聊か注意をはらう必要がある。このほか進香という使い方もある。これは元来、皇帝が宮観・寺廟に詣でる場合に用いられ、宋代頃の史料にはすでにみえているが、明清時代以後および現代台湾などでは庶民レベルの巡礼をさす言葉として定着してきている。また、わが国近世頃には順礼といわれていたことも知られている。

さて、中国において巡礼の形態が顕著な社会的現象として認められるようになるのは、宋代以降のことといってよいだろう。この時代が実は重要であって、国家が民間の巡礼という現象をうけとめ、法律においてその枠組みを提示した時代でもあった。わが入宋僧たちもこうした社会をかいまみたりして少なからざる影響をうけている。では、何故宋代にこうした「巡礼」社会の到来ともいべき現象がみられたのか。最近、従来の「唐宋変革」論とは別に、中国社会史の研究においては斯波義信氏に代表される「中間領域」社会の到来を指摘する論調がみられる。「中間領域」というのは、氏の言をかりれば、「官と私とか、国と民とかの、二分法的考察で区分された対局的な社会領域、その双方それぞれからこぼれてた、あるいは枠外にはみだした中間の領域、そこに生ずるコミュニナリズム」を指し、宋代とりわけ南宋にいたり顕著であるという。具体的には、「衆と事を共にする」コミュニナリズムな活動に形容詞の「義」を冠する語彙——例えば「義荘」「義社」「義田」「義学」「義役」「義井」——がいっせいに登場してきたことに着目し、官と民、官と私の間、に介在する組織として、仏教寺院での長生庫（互助的金融）、用水管理団体、市鎮（都市集落）、合資（合資資本による貿易）等を挙げる。こうした社会の変容をみると、宋代において成熟する「巡礼」社会がも

たらしめた諸相を「中間領域」論の延長において見据えることも可能であるかもしれない。

II 巡礼の記録

中国巡礼の記録、日記としてよく知られるものには、唐代の円仁『入唐求法巡礼行記』や宋代の成尋『参天台五臺山記』がある。先述の如く点数は少ないが敦煌文書の巡礼日記も存在する。では、その他の史料はといえば心許ないのが実情であろう。しかし、すでに幾つかの論著で示したように宋代より明清時代の地方志や当該期の石刻史料等を精査して行くことも有用であり、新たな知見を得ることも多い。ここに杭州（浙江省）西湖湖畔の寺院を対象とする巡礼の梗概について述べておこう。杭州は五代十国時代に呉越国が治めた地であり、呉越王銭氏によって仏寺等の宗教施設が数多く建立されたことでも知られる。宗教都市といっても過言ではなく、宋代以後もその佇まいを残すこととなる。宋代においては諸寺の寺格が顕著となり、杭州が臨安府として昇格し国都となった南宋時代には五山十刹制ができあがる。この五山十刹には径山寺を第一の冠とする禅院のものと上天竺寺を第一とする教院の両者があり、宋代には径山寺と上天竺寺が対峙しつつ隆盛をきわめた。教院五山の甲刹上天竺寺は宋代において天台系統の住持をむかえる。歴代住持と皇帝との結びつきもつよく、上天竺観音の信仰は朝廷、官僚、民衆の幅広い支持を受けた。祈雨等の国家祭祀（朝廷祭祀）においても、宋朝によって杭州（臨安）城内の寺にこの観音が招かれることがしばしばあった。これを「迎請」と称し、周辺地域にも同様な祭祀形態がひろがった。この上天竺寺を中心とする西湖の寺々を巡礼する「天竺進香」の場合、揚子江デルタ周辺の農民たちが一定の期間に集散してお参りと物見遊山と交易（「香市」一花朝二月十二日に始まり端午五月五日に終わるマーケット）をくりひろげ、注目される。旧中国ではかなり遠方への巡礼を行う人々というのは限られ、もともと一握りの僧侶・道士らが主体であった。ところが宋代以降になると、宗室（皇族）・士大夫・文人、そして近隣の狭いエリアではあるが農民層も加わるようになるのである。

こうした巡礼の盛興は流通経済の発展、道路・運河網等の整備とも密接にかかわり、明清時代になると、李自成の乱などによる中断はあるものの、ますます盛んになっていった。一九世紀中期のはなしであるが、太平天国の乱により一時中断していた「天竺進香」もその鎮圧後再開された。ここに揚子江デルタの農民たちの動向にも注目される出来事があった。無錫の農民たちは「天竺進香」によって杭州近隣の農家から養糸技術を学び、その結果無錫は、清末から日中戦争頃にかけて中国有数の養糸地帯として繁栄したのである。この「天竺進香」は今日まで連綿とつづけられていたのである。大正二年に大陸に渡った浅草萬隆寺住職の^{くるま}来馬琢道師は、上海・南京・杭州の寺々を巡拝し旅行記『蘇浙見学録』（鴻明社、1913年）をのこし、次の一文を記している。

今度は一同で何処何処の観音様に参詣に行くと云ふやうなことがある、恰度日本で団参と云ふ具合である、日本なら、大抵汽車で行きますけれども、支那の南の方は何所までも、舟が通じますから、マア日本で云ふ伝馬船のやうなものを一艘借切って、其の舳先に「天竺進香」とか、「朝山進香」とか云ふやうな赤い旗を立てる、即ち、焼香——御参りに行くと云ふ訳であります、さうして皆、てんでに赤い前掛のやうな物を腰に巻いて、今の「天竺進香」とか、「朝山進香」などと書いて、さうして船を一艘借切ってお弁当や何か一切道具を積み込んで、やつて行く者がある中には、金持ちらしい風をした者は、一軒で船を借切って出掛ける者もあります、其時には大抵萌黄色の着物を着て、赤い前掛を懸けて行くのであります、これは何所に行つても屢々見受ける所の団参の様子であります、

（原文旧字、ルビ等は除く）

「天竺進香（朝山進香）」が、現代におよんでいる事実を伝えるとともに、一千年ちかい歴史のスパンを見

【図1】 天竺進香(朝山進香)のスケッチ。
『蘇浙見学録』より。

圖者禮巡那支 (圖六廿第)



てとることができ、民衆に溶け込んだ伝統の重みをうかがわせる。このように後世知られている天台山や五臺山等をめぐる巡礼のほかにも各地域に展開される巡礼の動態が確認でき、今後の調査が必要となろう。

Ⅲ 巡礼と宋代法

述べたように宋代は、国家が民間の巡礼という現象をうけとめ、法律においてその枠組みを提示した時代でもあった。具体的には、『慶元条法事類』、『禅苑清規』の条項を掲げ検討してみたい。

(a) 『慶元条法事類』卷五一、道釈門二、行遊の規定 (※一部省略)

勅

戸婚勅

- (1) 諸僧道行遊、本師或主首保明不実、致請公憑、因縁避罪者、杖捌拾。給憑官司、若所止寺觀主首、不依令驗実者、減貳等。
- (2) 諸僧道未經本寺觀供帳、或未受戒、輒請公憑行遊者、杖捌拾。主司給者与同罪。其已出本州界者、仍還俗。
- (3) 諸僧道行遊、無公憑者、杖壹伯、還俗。

衛禁勅

- (1) 諸僧道、於縁辺次辺索者、杖壹百、許人告。有所干請、已施行者、加本罪壹等、押歸本貫。

令

道釈令

- (1) 諸道士、因特賜及聖節、非因試經而度※未滿伍年、紫衣或師号求(未?)満参年者、不得判憑行遊。
- (2) 諸僧道、欲行遊州界者、本司(師?)及主者(首?)保明※、齋度戒牒、起州呈驗、給公憑、指定所詣、即不得往州(川?)峽参路縁辺※除程限玖拾日到。在路有故過参拾日者、申所在官司批書、即在路願留者繳納、所在官司、報元給公憑及元指所詣処。其応上道店、非疾病、不得過再宿。經過及所詣処、寓止寺觀主首、取度牒公憑驗実※ 其無度牒公憑、或涉偽冒者、申送所属、即欲還歸或佗所者、准此別給。

(3)諸帰明及陥蕃投帰僧道、送州城内寺観、不得判憑行遊。

格

賞格

(1)諸色人

告獲僧道於縁辺次辺遊索者、每名錢伍拾貫。

式

道釈式

(1)道士女冠行遊公憑

某州

抛在州（某？）、或某県、某宮観主首※保明本観道士或女冠、姓法名、乞判憑往某州行遊別無違礙者。

右檢准

勅令云云※今給公憑、付道士或女冠、姓法名。准

令。只得詣某州。所至闕津、呈驗度牒放行。至所詣処、依限總總納。年月 日給

列位依牒式

僧尼行遊者、倣此給。※

申明

随勅申明

衛禁

(1)紹興十三年三月十九日、

勅、今後僧道、不得往淮南京西路鄰接外界州軍行遊。

上に掲げた行遊規定の中心となるものは公憑（通行証）であり、その内容を大まかに分類すると、①公憑の申請資格、②行遊の旅程（(イ)行遊日程 (ロ)宿泊処 (ハ)旅程変更 (ニ)目的地）③公憑書式となり、その諸条件を具体的に整理すると左のごとき内容となる。

①公憑の申請資格

- 1 当該寺院の供帳（文帳）、すなわち僧籍簿に登録されていること。
- 2 受戒していること（戒牒を所有）。
- 3 試経度僧でなく特恩度僧の場合、得度して五年を経ていること。
- 4 紫衣・師号を得て三年を経ていること。
- 5 帰明・帰正の僧侶でないこと。
- 6 師あるいは住持の保証を得ること。

②行遊の旅程

- 1 九〇日、あるいは半年（千里以上）の期限が設定されている。
- 2 寺院に宿泊し、病気を除き再泊以上を認めない。その受け入れる寺院の住持は、度牒・公憑をチェックする。
- 3 辺境に行ってはならない。
- 4 規定の期限を三〇日以上越えた場合、公憑に批（官府の許諾のかきこみ）を申請する。
- 5 滞在を希望する場合、公憑を官司に返納し、現地の官司は、発給元及び目的地の官司に報告する。
- 6 目的地の寺院の住持は、三日以内に公憑を取って官司に報告し、公憑を毀抹させる。

③公憑書式

- 1 師及び住持の保証、目的地を記入。
- 2 関津での度牒・戒牒のチェックを銘記。
- 3 目的地で公憑を返納することを銘記。
- 4 州より発給される。

ここで問題となる点は「若所止寺観主首、不依令驗実者、減式等」(行遊、戸婚勅第1条)、「経過及所詣処、寓止寺観主首、取度牒公憑驗実(行遊、道釈令第2条)としていながら、「其応上道店、非疾病、不得再宿」(行遊、道釈令第2条)と記されていることである。すなわち前者では遊行の際の宿泊処について寺院を前提とし、後者では店とされており、これをどのように理解すればよいのであろうか。確かに第一節の五臺山巡礼日記にみえるように、この当時の巡礼では寺院、普通院、そして民間の宿屋である店を利用して来た。少なくとも宋初頃までは、このような状況であったであろう。しかし、同じく道釈門、雑犯、戸婚勅第5条に依れば、

諸僧道身有文刺、及踰濫者、各杖一百、并無故不於寺観止宿、經三十日、並還俗。

〔諸そ僧侶・道士で身に文刺があり、及び(法を)踰濫している場合は、各の杖一百とし、並びに理由なく寺観に止宿せず、三十日を経過した場合は、みな還俗とする。〕

とあって、僧侶が寺院以外の場所に宿泊することは、原則として禁じられている。ところで、『夷堅志』支癸卷四、祖円接待庵には左のごとき記述がある。

二浙僧俗、多建接待庵、以供往来緇徒投宿、大抵若禅刹然。其託而為姦利者、固不少也。淳熙初、越僧祖円者、倒空鉢囊、作舍天台境上。……尋常諸庵、容客不過再宿、惟此処則雖累月亦不厭、以是人樂遊趨。……

この「尋常諸庵、容客不過再宿」(行遊、道釈令第2条)の条文に結びつくように思われる。とすれば「応上道店」は「応上道寺観」であるべきであろう。では何故「応上道店」とあるのか。これも推測の域を出ないが、宋初頃の条文がそのまま残り、後代の条文に混入しているからではなかろうか。あるいは、当時寺院の経営する店もみられたので「応上道寺院店舎」と補うべきであろうか。現行の『慶元条法事類』道釈門、行遊の諸規定においては、遊行の宿泊施設として寺院を前提としていることは間違いないものと言える。したがって宋代以降、庵が数多く建立されるようになった背景として、禅宗の発展、豪民の仏教信仰の普及などが挙げられるが、増加していく遊行僧(信士などの仏教信仰者も含まれる)の受け入れ施設の確保という時代の要求もあった。寺院の国家による管理が厳しい宋代以降に、庵舎が増加してゆく傾向は、建前上は規制を加えていても、現実として店の役割を果たし寺院の機能を有していた庵舎を国家と社会が認知していたからに他ならない。

(b)『禅苑清規』の公憑規定(※一部省略)

宋代の叢林の生活規範である『禅苑清規』の中にも公憑の規定がみられる。一つは「判憑式」といい、最初の公憑を申請する書式であり、もう一つは「批憑式」といい、遊行の途中で旅程を変更する場合の批書^{かきこみ}を申請するためのものであり、いわば公憑を再申請する書式である。この二つを左に掲げ検討してみよう。

(1)判憑式 其院褐紫衣僧某、右某所有某年文帳、在某寺院供申。今執本名度牒・六念・戒牒共三本、全赴使衙呈驗、欲判公憑、往某処巡礼為地頭。伏乞某官特賜筆命施行。伏候台旨※謹状。年月※日。具前位。其状。

(2)批憑式 具位同前。右某伏為、昨於某月某日、於某処起判公憑、往某処巡礼為地頭。今為氣疾発動、前去未得。恐違公憑程限。伏乞批鑿。未敢專擅、伏候裁旨。謹状。年月※日。具前位。其状。

ふつう宋代において公憑、引抛、文引は、広義には官府より発給される各種証明書をいい、狭義には通行証、旅券をいう場合が多く、通行証としてその意味が限定されるのは、当時通行証の申請・利用が多かったという頻度によるものではなかろうか。

さて、まず「判憑式」をみると、右某所有某年文帳、在某寺院供申」とあるように、公憑の申請にあたり、第一に文帳すなわち当該寺院の僧籍簿に登録されていることの事実を申し述べる必要があった。これは既述の『慶元条法事類』における公憑申請資格にも銘記されている。次に本人の度牒・六念・戒牒三本の提出と審査がおこなわれる。度牒・戒牒は尚書礼部下の祠部より発給され、六念は戒壇所より発給された。いずれも巡礼時に僧侶が所持しなければならないものである。そして巡礼・遊行の目的地を指定して、審査を経て公憑が発給されるという手順となる。『慶元条法事類』の行遊規定の内容と照らすと、簡略な印象を受けるが、公憑申請の基本的部分を提示しているのであろう。一方の「批憑式」をみると、当初発給された公憑の年月日、州、目的（地）を申し述べ、病気であるという理由を添え、公憑への批鑿を乞う内容となっている。批鑿とは、具体的には当初の旅程の無効と新たな旅程の許諾条件を公憑に書き加えることを意味する。こうした公憑へ批書を申請するやり方は、唐代の過所（トルファン出土文書「唐代開元二十一年（733年）西州都督府案卷為勘給過所事」）の手続きを踏襲している。

IV 巡礼者の宿

すでにいくつかの論著によって明らかにしたように 宋代以後、寺院と宿泊所を兼ね備えた接待庵（接待院・接待寺・接待局）や施水庵（施水坊）などと呼ばれる施設が次々と創建、増置されていった。この接待・施水庵は、両浙地域や福建を中心に江南の開発、発展と歩調を合わせるようにして広がったものであり、その内容を整理、概括するならば、①簡単な草庵から伽藍を備えた寺院に至るまで、その規模は不斉一 ②住持が置かれている ③創建においては、郷村の有力者・官僚・宰相・一般僧・大刹の門徒ら僧俗が関与 ④僧俗を問わず宿泊可能（ただし雲水のみを対象とした施設も確認される） ⑤飲食茶湯、宿泊施設の提供のみならず、橋梁の管理、医療行為、客死者の収容等、社会事業を履行する ⑥料金を徴収する場合もある。

⑦経済的基盤を持つ ⑧両浙地域、長江下流域に集中する、といった傾向がうかがえる。この仏教理念の実践ともいえる接待・施水庵の創建・活動は、宋代以降の地方志・石刻資料・文集を中心に散見でき、管見ではそれ以前の文献に見出すことはできない。しかし、接待・施水庵の母型・源流を辿ってみると唐代に五臺山の巡礼ルートに建てられた普通院、あるいは普通禅院と総称される施設がある。当時よりあまねく知られているのは五臺山が主たるものであり、従来の研究を要約するならば以下の如くなるであろう。①簡単な仏院で飯粥を施す ②飯あれば無料で与え、無ければ自炊させる ③数人の院主あり ④仏陀本尊を祭るので齋戒も可能 ⑤僧俗を問わず巡礼者を宿泊させる ⑥各々独立的に地方で設置 ⑦安定した経済基盤をもたない ⑧巡礼ルートの山の中腹に多く設置されるが、交通の頻繁な州城内に設置されているものも多少ある。また那波利貞氏によれば、中唐・晩唐頃より五臺山巡礼が盛んになったとされ（P.3928, S.370）、普通院もこの流行に沿って建立されていったという。この普通院、普通禅院にくらべ先の接待・施水庵は社会の全面にでて広範囲かつ積極的な接待を提供していった。そのタイプも大まかにいって、以下の如く、地域開発型、救済型、教化型、なかには幾日でも逗留させ遊興目的の利潤追求型などヴァリエティーにとんでいた。

【地域開発型】老朽化した橋梁の修築にとまなう接待院の建設

錢塘大都、甲於二浙、中有兩河架橋數百所。府北十餘里、号北関鎮、商賈駢集、物貨輻萃、公私出納、与城中相若。車馳轂擊、無間（問？）昼夜、而河流阻乎其間。旧有三石橋、行者賴以獲濟、居北而最大

者曰永安。建中靖国初、□□□□僧舜欽募縁、成之。積有歳年、日就墮（墮？）損、經由不敢、俯視慮其覆墜、人人寒心。鎮民耆艾陳德誠、数往觀焉、遂萌濟衆念、一日齋沐禱諸天、願同興修、与同儕余慶・施宗宥等、命僧梵海、結約募縁、共成其事、見聞皆助之。自紹興丁巳仲秋、鳩工聚材、至次年戊午初春、告成。皆躬自督役。比旧橋、尤堅厚雄壯、可以經久、觀者称歎。仍以新旧橋餘材、於橋之東、建一小閣屋二廈、上安諸天聖像、下接待雲遊僧道。計用钱四千餘緡、德誠・慶・宗宥出其半。

（『咸淳臨安志』卷二一、疆域、橋道、「北関中興永安橋記」）

【救済型】僧侶による広域的な休息所、接待所の建設

龍山崇福禪寺者、紹定壬辰歳、開山僧宗明翔也。在杭都之南、浙江之上。郭璞所謂龍蟠鳳舞指其地也。建炎以後自川峡・荆湖・閩広陸道入京者、皆渡濤江而来。由西興抵龍山、最爲衝要。而傍江東西曾無次舍之地、行者病焉。明雖方外士、而慨然有濟人利物之心。前是十年、首建明化寺於西興以爲延持往来之所。及是又翔於龍山。已而浸至衢・建・泉・福・南劍諸州爲寺者二、爲院者四、爲庵者二十有三、起衢逮劍、凡山溪之嶮峻、皆平治之。買田種山以贍。守者、俾祁寒暑雨之際、勸思憩、渴思飲者、各有所之。蓋其所接納行動之人、咸及焉、匪直緇黄而已。既又推其所爲病者有藥、死者有竈。厥惠浸広、人多称之、合庵寺供給之。所資田之以畝計者、二千有六百。稻米之以秤若斛計者、四百。益以子本之錢、歳入有差。皆明衣鉢之所自営、未嘗求諸外也。

（『咸淳臨安志』卷七七、寺觀、城外、崇福院）

【教化型】浄土教の実践活動

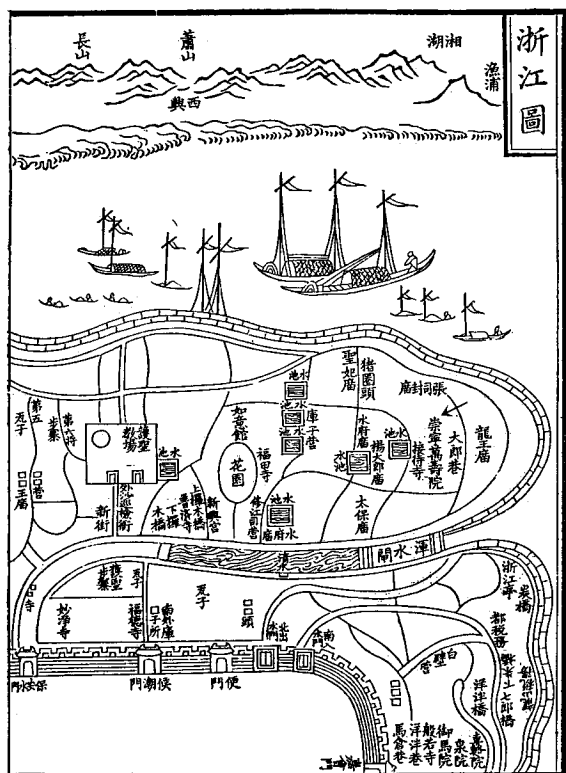
妙行寺、在夾城巷。宋徽宗時、有僧思淨者。姓喻、画仏甚妙。人称喻弥陀。遂棄家学仏、捨宅爲寺、以接待雲水、二十年間、往来者三百万衆、故俗称接待寺。方臘之乱、思淨詣賊、乞以一身代一城之命、賊爲稍戢。元季燬、宣德二年建。

（『西湖遊覧志』卷二三）

【利潤追求型】長逗留させ姦利を得る接待庵

二浙僧俗、多建接待庵、以供往来緇徒投宿、大抵若禪刹然。其託而爲姦利者、固不少也。淳熙初、越僧祖円者、倒空鉢囊、作舍天台境上。・・・尋常諸庵、容客不過再宿、惟此処則雖累月亦不厭、以是人衆遊趨。・・・

（『夷堅志』支癸卷四、祖円接待庵）



【図2】 崇寧万寿院の隣に接待院が見える。
『咸淳臨安志』所収「浙江図」（同治6年補刊）より。



【図3】 県治（県庁）の左に施水庵が見える。
『咸淳臨安志』所収「餘杭県図」（同治6年補刊）より。

V おわりに — 今後の課題

接待・施水庵の理念は、当時の士人層にどのようにうけとめられていたのだろうか。元朝下の鄭玉は、地方官として役目柄四方に出かけ、福建や両浙地域の仏教徒が道端に屋をむすび、粥茶を設け、人が往来すると恭しく盃を捧げて接待する様子を見、「人が来ると子弟が父母に仕えるごとく、人が去ろうとすると歡喜して送り出し、主人が賓客に礼をつくすごとくする」と形容している。さらに、飢えた者に食事を施こし、咽の渴いた者に飲料を与え、人の飢えや渴きをみれば吾がことのように思い、「これは元来吾が聖人たちが大切としてきたものであり、仏教徒も中国に入ってから、その聖人の意志をよく受け継いでいる」と感想を洩らしている。僧侶も聖人（孔子ら）の遺徳を受け継いでいるのだというのが、彼らの率直なうけとめかたかも知れない。接待・施水庵、すなわち仏教的理念の実践活動は、士大夫の理念とも合致し、国家と社会の手のとどかぬ部分を柔軟に補完する役割を果たし、同時に民衆にとっては身近に信仰を体現できる空間を提供したことがうかがえる。

最後に中国の巡礼研究およびその周辺にかかわる研究の課題、今後の筆者の研究指針として、以下の諸点を挙げておきたい。

①地域における寺院ネットワークの解明；当時は江南の開発が進行するにつれて都市と地方の存在が顕在化し、各地域に核（core）となる寺院が生じてくる。ここに住持間の交流、宗派的同質等の連関を有し、また有力官僚の人脈を紐帯として結びつく周辺寺院群が形成される場合がある。この点については、すでに両浙地域（現浙江省）の寺院間の諸種のネットワークを明らかにしているが、他地域の分析もすすめる。さらに子院や庵舎の小規模な宗教施設の経営・活動実態をも捉える。

②税制・商業圏と教団運営への影響を考察；国家が税収の増大をそこに需めるほど、多くの有力寺院が比較的安定した経済基盤を築くのも当時の傾向といえる。叢林内の大衆（僧尼・童行等）や客僧・巡礼者の食費、建物の建築・修理費等は常住費の中から捻出され、教団自体一消費集団とも言い得る。他方、当該期の寺院は様々な商業活動を行ない、蔬菜等の余剰生産物を民間へ売却するシステムもあり、生産集団の側面も持つ。このような視点から税制（両税法、商税等）と寺院、流通経済と寺院経済との関わりを明らかにする。巡礼・移動する場面で課せられる僧道の免丁錢（清閑錢、人頭税）、河渡錢（渡し場）、打撲錢（有料橋梁）等々も精確な分析が必要とされる。

③俗法（国家法）と内法（清規）の相関をとらえる；中国に仏教が伝わり受容されていく過程では、国家や社会との関わりの中からさまざまな法的規制が加えられた。一方、仏家側も叢林内の規範ともいべき清規をつくり、国家法とどのように関わりあうのかが問題となる。僧尼という、いわば聖（ひじり）の犯罪、教団をめぐる紛争・訴訟（土地・財産争い、住持と大衆の対立）、巡礼・掛塔の条規など、当時の法律の条文（『慶元条法事類』等）、判例（『名公書判清明集』等）を精査して究明すること。

④国家祭祀（朝廷祭祀）との関わり；接待・施水庵をもふくめて当時の寺院庵舎ならびに僧侶らが国家祭祀にどのように対応するのかという問題も整理する必要がある。

※本稿は、既発表の拙論「巡礼者の道と宿—伝統中国の巡礼—」、「宋元時代における接待・施水庵の展開—僧侶の遊行と民衆教化活動—」を中心に「四国遍路と世界の巡礼—アジアの巡礼—」プロシーディングス原稿として補筆整理したものである。なお今後の課題として掲げた諸点については、新たに論を用意する予定である。

【主要参考文献】宋元仏教社会経済史関係

- 井上以智為「唐代における五台山の仏教」『歴史と地理』22-6 1928
- 小野勝年・日比野丈夫『五台山』座右宝刊行会 1942 (のち平凡社<東洋文庫> 1995)
- 小野勝年『入唐求法巡礼行記の研究』1~4 鈴木学術財団 1964~69
- 島津草子『成尋阿闍梨母集・參天台五臺山記の研究』大蔵出版 1959
- 常盤大定『支那仏教史蹟踏査記 全』国書刊行会 1972
- 道端良秀『唐代仏教史の研究』法蔵館 1957
- 那波利貞「簡易宿泊処としての唐代寺院の対俗解放」『龍谷史壇』33 1950
- 塚本善隆「唐時代の石経山と雲居寺」『塚本善隆著作集』5 1975
- 日比野丈夫「唐宋時代に於ける福建の開発」『東洋史研究』4-3 1939
- 〃 「敦煌の五臺山巡礼記」『小野勝年博士頌寿記念東方学論集』朋友書店 1982
- 曾我部静雄「宋代福州の仏教」『塚本博士頌寿記念仏教史学論集』同記念会編 1961
- 〃 『宋代政経史の研究』吉川弘文館 1974
- 佐藤武敏「唐宋時代における飲料水の問題—杭州を中心に—」『中国水利史研究』7 1975
- 大塩毒山編纂、常盤大定・山崎直方・境野黄洋校閲『支那仏教史地図並索引』大雄閣 1924
- 竺沙雅章「宋元仏教における庵堂」『東洋史研究』46-1 1987
- 〃 「宋元時代の杭州寺院と慈恩宗」『中国近世の都市と文化』同朋舎 1984
- 〃 「中国における尼僧教団の成立と発展」『シリーズ女性と仏教1 尼と尼寺』平凡社 1989
- 〃 『中国仏教社会史研究』同朋舎 1982 (のち増訂版 朋友書店 2002)
- 〃 『宋元仏教文化史研究』汲古書院 2000
- 高雄義堅『中国仏教史論』平楽寺書店 1952
- 〃 『宋代仏教史の研究』百華苑 1975
- 阿部肇一『中国禅宗史の研究』誠信書房 1963
- 鈴木哲雄『唐五代の禅宗—湖南江西篇—』大東出版社 1984
- 〃 『唐五代禅宗史』山喜房書林 1985
- 鈴木智夫「明清時代江浙農民の杭州進香について」『史鏡』13 1986
- 石井修道『宋代禅宗史の研究』大東出版社 1987
- 野口善敬『元代禅宗史研究』禅文化研究所 2005
- 大藪正哉『元代の法制と宗教』秀英出版 1983
- 金井徳幸「南宋時代の寺院と住持制」『中国の宗教と社会 東洋史学論集7』 1965
- 〃 「南宋僧道免丁銭について(上)(下)」『東方宗教』37、38 1971
- 〃 「宋代禅刹の住持差充とその周辺—僧の遊行と庶民の信仰—」『禅文化研究所紀要』26 2002
- 石川重雄「宋代杭州上天竺寺に関する一考察」『社会文化史学』21 1985
- 〃 「宋代勅差住持制小考—高麗寺尚書省牒碑を手がかりに—」『宋代の政治と社会』汲古書院 1988
- 〃 「宋元時代の接待・施水庵について」『史正』17 1988
- 〃 「宋代の子院とその傾向」『仏教史学研究』31-2 1988
- 〃 「宋代祭祀社会と観音信仰—「迎請」をめぐって—」『柳田節子先生古稀記念 中国の伝統社会と家族』汲古書院 1993
- 〃 「巡礼者の道と宿—伝統中国の巡礼—」『月刊しにか』4-9<特集 巡礼の生態学> 1993
- 〃 「宋元時代における接待・施水庵の展開—僧侶の遊行と民衆教化活動—」『宋代の知識人—思想・

- 制度・地域社会』汲古書院 1993
- 永井政之『中国禅宗教団と民衆』内山書店 2000
- 道端良秀『中国仏教社会経済史の研究』平楽寺書店 1983
- 塚本善隆『塚本善隆著作集5 中国近世仏教史の諸問題』大東出版社 1975
- 西尾賢隆『中世の日中交流と禅宗』吉川弘文館 1999
- 青山定雄『唐宋時代の交通と地誌地図の研究』吉川弘文館 1969
- 愛宕 元「唐代の橋梁と渡津の管理法規について—敦煌発見「唐水部式」を手掛りとして」『中国近世の法制と社会』京都大学人文科学研究所 1993
- 砺波 護「唐代の過所と公驗」『中国中世の文物』同朋舎 1993
- 方 豪『方豪六十至六十四自選待定稿』台湾学生書局 1974
- 潘 洪萱「南宋時期泉州地区的石梁橋」『自然科学史研究』4-4 1985
- 李 玉琨「僧侶在宋代泉州造橋活動中所起的作用」『法音』1984-2
- 黄 敏枝『宋代仏教社会経済史論集』台湾学生書局 1989
- 〃 「宋元仏教的接待庵院」『清華學報』新27-2 1997
- 游 彪『宋代寺院經濟史稿』河北大学出版社 2003
- 劉 長東『宋代佛教政策論稿』巴蜀書社 2005

【他の参考文献】

- 斯波義信「南宋における「中間領域」社会の登場」『宋元時代史の基本問題』汲古書院 1996
- ノルベルト・オーラー著／井本响二・藤代幸一訳『巡礼の文化史』法政大学出版局 2004
- 前田 卓『巡礼の社会学』ミネルヴァ書房 1971
- 歴史学研究会編『巡礼と民衆信仰』青木書店 1999
- 懷徳堂友の会編『道と巡礼 心を旅するひとびと』和泉書院 1993
- 明治大学人文科学研究所編『明治大学公開文化講座 巡礼—その世界—』風間書房 2005
- 佐藤久光『遍路と巡礼の社会学』人文書院 2004
- 新城常三『新稿 社寺参詣の社会経済史的研究』塙書房 1982
- 山折哲雄ほか『巡礼の構図—動く人びとのネットワーク』N T T出版 1991
- Susan Naquin and Chün-fang Yü, *Pilgrims and Sacred Sites in China*, University of California Press, 1992.